



NO&T Capital Market Legal Update

キャピタルマーケットニュースレター

2023年7月 No.27

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるIFRSサステナビリティ開示基準の最終化（速報）

弁護士 宮下 優一

はじめに

2023年6月26日、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB：International Sustainability Standards Board）から、IFRSサステナビリティ開示基準として、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」およびIFRS S2号「気候関連開示」が公表されました。

気候変動をはじめとするサステナビリティ関連情報について、情報開示を行う企業や情報開示を利用する投資家等からは、ISSBがグローバルに一貫した開示基準を策定することにより、乱立状態にある開示フレームワークの収斂が待ち望まれていました。また、この開示基準は、将来的には金融商品取引法上の有価証券報告書等の記載事項にも取り込まれることが想定されているため、法的観点からも重要なものといえます。

本ニュースレターでは、開示基準の概要、日本における関連動向、開示基準の理解のポイントを紹介します。

IFRSサステナビリティ開示基準の概要

① 全体像

今回策定されたIFRSサステナビリティ開示基準は、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「S1基準」）およびIFRS S2号「気候関連開示」（以下「S2基準」）の2つから構成されています。2022年3月にS1基準およびS2基準の公開草案が公表され、その後パブリックコメント期間を経て今回の最終化に至りました。

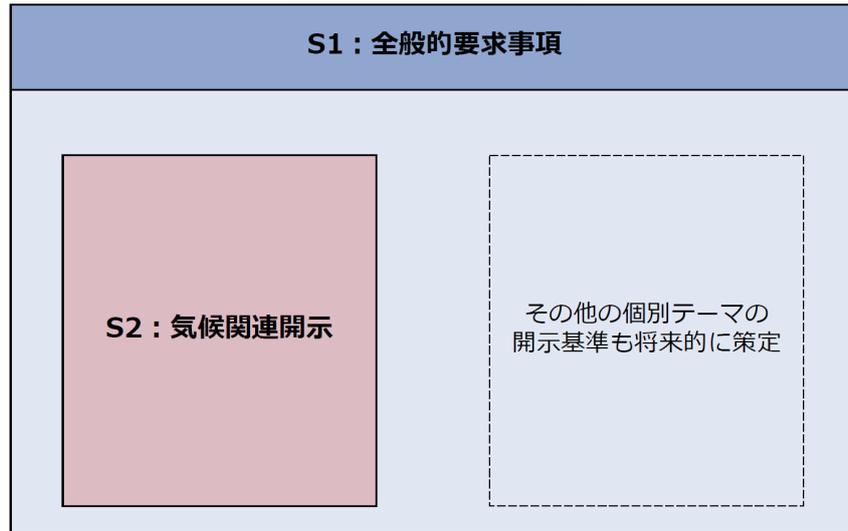
このうちS1基準は、気候変動を含むサステナビリティ全般に適用されるものであるため、IFRSサステナビリティ開示基準に基づき気候変動に関する開示を行う際には、S2基準だけでなくS1基準も遵守する必要があります。なお、その企業の適用している会計基準がIFRSでなくとも（例えばJ-GAAPでも）、S1基準およびS2基準を適用することは可能とされています（S1基準第8項）。

また、ISSBでは気候変動以外の個別テーマについても今後基準を策定することが想定されており、今後2年間に優先的に取り組むアジェンダとして、生物多様性、人的資本、人権が候補として挙げられ¹、現在、[市中協議（情報要請）](#)が実施されています。

S1基準およびS2基準は、2024年1月1日以後に開始する事業年度を報告対象期間として適用開始となります（早期適用も可能とされています）。

¹ その他にも、報告における統合（integration in reporting）も候補とされています。

S1 基準と S2 基準の関係



② S1 基準の概要

S1 基準は、企業の prospects（短期、中期および長期にわたる将来のキャッシュ・フロー、資金調達または資本コスト²⁾）に影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連リスクおよび機会に関する重要な情報の開示を求めています。また、後述のとおり、このリスクおよび機会を識別するにあたっては、IFRS サステナビリティ開示基準だけでなく、サステナビリティ会計基準審議会の SASB スタンダードが定める開示トピック³⁾についても参照の上で適用可能性を検討しなければならないとされている点が特徴的です（S1 基準第 55 項(a)）⁴⁾。これはあくまで参照・検討義務にとどまりますので、企業の状況を踏まえた結果として SASB スタンダードの開示トピックを適用しないということもありえます。

そして、サステナビリティ関連リスクおよび機会に関する開示項目としては、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）と同様の「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標および目標」の 4 つが設けられ、それぞれについて細目が定められています。

以上の他にも、S1 基準では、基本概念（適正な表示、重要性、報告企業、情報の繋がり）や全般的要件（情報の記載場所、報告時期、比較情報、準拠表明）、判断・不確実性・誤謬等に関する規範が広く定められています。

③ S2 基準の概要

S2 基準は、企業の prospects に影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連リスクおよび機会に関する重要な情報の開示を求めています。その開示項目としては、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標および目標」の 4 つで構成され、そのサマリーは以下のとおりです。以下はあくまでサマリーであり、原文には更なる細目が定められています。

(ガバナンス)

(a) 気候関連リスクおよび機会を監督する機関等⁵⁾に関する情報（S2 基準第 6 項(a)）

²⁾ 公開草案段階では「企業価値」への影響についても言及されていましたが、パブリックコメントを踏まえて「企業価値」という用語は削除されました（S1 基準 結論の根拠第 BC35 項以下）。

³⁾ 「開示トピック」(disclosure topic) とは、IFRS サステナビリティ開示基準や SASB スタンダードが定める特定の産業に属する企業の活動に基づく個別のサステナビリティ関連リスクおよび機会をいいます（S1 基準 Appendix A）。

⁴⁾ その他にも、CDSB Framework Application Guidance for Water-related Disclosures や CDSB Framework Application Guidance for Biodiversity-related Disclosures 等の一定の開示フレームワークを参照・検討することが「可能」とされています（S1 基準第 55 項(b)）。

⁵⁾ S2 基準（および S1 基準）では機関（governance body）のほか個人（individual）も対象に含まれています。これは、例えば個別の専門性や経験を踏まえて機関ではなく個人が全体的な監督を担当することがあることを踏まえたものとされています（S1 基準 結論の根拠第 BC96 項）。

- (b) 気候関連リスクおよび機会を監視、管理および監督する際のガバナンスの過程、統制および手続における経営者の役割に関する情報 (S2 基準第 6 項(b))

(戦略)

- (a) 企業の prospects に影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連リスクおよび機会に関する情報 (S2 基準第 10 項)
- (b) 気候関連リスクおよび機会が企業のビジネスモデルおよびバリュー・チェーンに与える現在および将来の影響 (S2 基準第 13 項)
- (c) 気候関連リスクおよび機会が、企業の戦略および意思決定 (気候関連の移行計画を含む) に与える影響 (S2 基準第 14 項)
- (d) 気候関連リスクおよび機会が、当期における企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー (以下「財政状態等」) に与える影響、ならびに短期、中期および長期にわたり財政状態等に与えることが想定される影響 (財務計画にどのように織り込まれるかに関する検討も含む) (S2 基準第 15 項・第 16 項)
- (e) 気候変動に関する企業の戦略およびビジネスモデルのレジリエンス (シナリオ分析) (S2 基準第 22 項)

(リスク管理)

- (a) 気候関連リスクを識別、評価、優先順位付けおよび監視するためのプロセスおよび方針に関する情報 (S2 基準第 25 項(a))
- (b) 気候関連機会を識別、評価、優先順位付けおよび監視するためのプロセスに関する情報 (S2 基準第 25 項(b))
- (c) 上記プロセスがどの程度、またどのように企業全体の管理プロセスに統合されているか (S2 基準第 25 項(c))

(指標および目標)

- (a) 温室効果ガス (GHG) 排出量等の産業横断的指標 (S2 基準第 29 項)
- (b) 産業別指標 (S2 基準第 32 項)
- (c) 気候関連の目標、目標設定および見直しに関するアプローチ、目標達成に向けた進捗状況 (S2 基準第 33 項~第 35 項)

日本における関連動向

IFRS サステナビリティ開示基準が直接的に日本企業に対して強制適用されるわけではありませんが、日本におけるサステナビリティ関連の開示については以下の動向に留意が必要です。

① サステナビリティ基準委員会による日本版基準の開発

ISSB の S1 基準および S2 基準の策定状況を踏まえて、日本でもサステナビリティ基準委員会 (SSBJ) によりこれらに相当する基準の開発が進められています。SSBJ の 2023 年 4 月の[公表資料](#)によると、日本版 S1 基準および日本版 S2 基準の公開草案の目標公表時期は 2023 年度中 (遅くとも 2024 年 3 月 31 日まで)、確定基準の目標公表時期は 2024 年度中 (遅くとも 2025 年 3 月 31 日まで) とされています。

② 有価証券報告書等の記載事項への取込み

2022 年 12 月に、金融庁の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ (令和 4 年度) から日本におけるサステナビリティ開示のロードマップが[公表](#)されました。このロードマップによると、以下のとおり、SSBJ の開発する基準が将来的に有価証券報告書等の開示事項に取り込まれることが想定されていますので、上場会社

においては、その源となる ISSB の S1 基準および S2 基準の内容について、現段階からその内容を理解して強制開示に備えておくことが有益と思われます。

サステナビリティ開示のロードマップ



金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（令和 4 年度）別添資料を抜粋の上で当職にて作成。上記は将来の状況変化に応じて随時見直しながされる前提

*1: ISSB については、気候関連開示に関する規則案について記載

また、現行の有価証券報告書等の記載事項である「サステナビリティに関する考え方及び取組」として「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標および目標」の開示が既に求められていますので、上記のルールの改正前から、各企業の任意の判断で、有価証券報告書等の具体的な開示を検討するにあたって S1 基準および S2 基準を参考にすることも十分考えられます。

③ コーポレートガバナンス・コードに基づく開示

コーポレートガバナンス・コードでは、プライム市場上場会社については、気候変動に係るリスクおよび収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みである TCFD または「それと同等の枠組み」に基づく開示の質と量の充実を進めるべきとされています（補充原則 3-1③）。2021 年 4 月に金融庁から公表された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の提言では、「今後、IFRS 財団におけるサステナビリティ開示の統一的な枠組みが TCFD の枠組みにも拠りつつ策定された場合には、これが TCFD 提言と同等の枠組みに該当するものとなることが期待される」とされていたところであり、S1 基準および S2 基準がこれに該当することが想定されます。

開示基準の理解のポイント

以下では、S1 基準および S2 基準の理解のポイントのうち、いくつかを速報的に紹介します。

① 重要性 (materiality)

重要性 (materiality) は、S1 基準・S2 基準全体を通じて関係する基本的な概念です。その定義は、大要、ある情報について、それが省略され、誤りが存在したまたは不明確であることによって企業の財務情報等開示に基づ

く投資家等⁶による投資判断等の意思決定に影響を及ぼすことが合理的に見込まれるときに、当該情報には重要性がある、と規定されています（S1 基準第 18 項）。また、重要性は企業ごとの個別具体的判断が求められ、一律の数値基準は定められていません（S1 基準第 B19 項）。この重要性の有無については定量的要素と定性的要素の両方を考慮しなければならないとされています（S1 基準第 B21 項）。

そして、S1 基準・S2 基準には様々な個別の開示事項が規定されていますが、ある情報に重要性がなければ、たとえ個別に開示が要求されている事項についても、当該情報について開示は不要になるとされています（S1 基準第 B25 項）。S1 基準・S2 基準では詳細な事項の開示が個別に求められているため、当該規定に基づき開示を不要とするという意味においても、重要性の判断は大きな意義を有するといえます。

また、ある情報に重要性が認められるものの、それが企業秘密（commercially sensitive information）である場合であって追加的な要件を満たしたときには、その情報の開示が免除されるという規定も、パブリックコメントを経て設けられることになりました（S1 基準第 B34 項～第 B37 項）。

以上の他にも、重要性については S1 基準に多くの規範が定められています（S1 基準第 17 項～第 19 項、第 B13 項～第 B37 項）。

② 財務影響の開示

S1 基準・S2 基準ともに、「戦略」の開示項目において、サステナビリティ・気候関連リスクおよび機会が、現在および将来の企業の財政状態等に与える影響を開示することが求められています（S1 基準第 34 項・第 35 項、S2 基準第 15 項・第 16 項）。

このような開示は、その性質上、特に定量情報については困難を伴う場合もあるところ、S1 基準・S2 基準では以下の補助的な規定があります。

- ✓ 定量情報についてはレンジでの開示も可（S1 基準第 36 項、S2 基準第 17 項）
- ✓ 将来の財務影響を開示するにあたっては、過度な費用または努力（undue cost or effort）⁷を要さずに入手できる合理的で支持できるすべての情報（all reasonable and supportable information）を使用し、また、利用可能なスキル、能力およびリソースに相応のアプローチをとる必要あり（S1 基準第 37 項、S2 基準第 18 項）
- ✓ 以下の場合には定量情報の開示は不要。ただし、定量情報を開示しない場合には、その理由や定性情報（影響のある・ありうる財務諸表上の勘定科目等の特定を含む）等の所定の情報を開示する必要あり（S1 基準第 40 項、S2 基準第 21 項）
 - その財務影響を区別して識別することができない（not separately identifiable）、または、情報が有用でなくなるほど測定の不確実性（measurement uncertainty）の程度が高い場合（S1 基準第 38 項、S2 基準第 19 項）
 - その定量情報を開示するスキル、能力またはリソースがない場合（S1 基準第 39 項、S2 基準第 20 項）

③ SASB スタンダード

S1 基準では、サステナビリティ関連リスクおよび機会や指標を識別するにあたっては、IFRS サステナビリティ開示基準だけでなく、SASB スタンダードが定める開示トピックや指標についても参照の上で適用可能性を検討しなければならないとされています（S1 基準第 47 項、第 55 項(a)、第 58 項(a)、第 B20 項）⁸。そのため、S1 基準に基づく開示にあたっては、SASB スタンダードの理解も必要となります。その参照・検討の仕方については、S1 基準の付属ガイダンス（Accompanying Guidance）においてその考え方と例が示されています（付属ガイダンス第 IG11 項～第 IG24 項、第 IE2 項～第 IE15 項）。

⁶ 厳密には、「一般目的財務報告の主要な利用者」（現在のおよび潜在的な投資家、融資者およびその他の債権者）とされています。

⁷ 何が「過度な費用または努力」といえるかは企業の個別の状況によるとされ、企業の費用・努力と情報利用者の利益との比較衡量が求められています（S1 基準第 B10 項）。

⁸ これは、現時点では気候変動以外の個別のテーマについての IFRS サステナビリティ開示基準が存在しないことや産業別の開示の重要性等を踏まえ、S1 基準の目的に照らして SASB スタンダードが選定されたという経緯です（S1 基準 結論の根拠第 BC125 項以下）。

④ GHG 排出量の開示

S2 基準では、GHG 排出量についてスコープ 1、スコープ 2 およびスコープ 3 の開示が求められています (S2 基準第 29 項(a)。経過措置については後述)。なお、スコープ 1 とは企業自らによる GHG の直接排出を、スコープ 2 とは企業が使用した購入電気、熱または蒸気からの間接排出を、スコープ 3 とはスコープ 2 以外の企業のバリュー・チェーン上での間接排出をいいます。

そして、スコープ 1 およびスコープ 2 については、連結企業グループとそれ以外 (関連会社、ジョイントベンチャーおよび非連結子会社等) で区分した開示が必要とされています (S2 基準第 29 項(a)(iv))。スコープ 2 についてはロケーション基準での算定値やエネルギーに係る契約証書に関する情報の開示が必要とされています (S2 基準第 29 項(a)(v)、第 B30 項、第 B31 項)。

また、スコープ 3 については、いわゆるファイナンスド・エミッション関連の開示も含め、詳細な規定が置かれています (S2 基準第 29 項(a)(vi)、第 B32 項～第 B63 項)。

⑤ 産業別指標

S2 基準では、企業の属する産業別の指標の開示が求められています (S2 基準第 32 項)。そして、その際には、気候関連開示に係る産業別ガイダンス (Industry-based Guidance on implementing Climate-related Disclosures) に記載の開示トピックに関する産業別指標を参照の上でその適用可能性について検討しなければならないとされています。

この産業別ガイダンスは、SASB スタンダードをもとにしており、68 の産業別に、その産業に関する説明、開示トピックおよび指標が記載されています⁹。産業別ガイダンスの適用に関しては、S2 基準の付属ガイダンス (Accompanying Guidance) において、重要性、産業の選択の考え方、SASB スタンダードとの関係、リスクおよび機会の識別・開示の準備、産業別指標に関する情報等について補足説明がなされています (付属ガイダンス第 IB5 項～第 IB16 項)。

⑥ 経過措置

前述のとおり、S1 基準および S2 基準は、2024 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度を報告対象期間として適用開始となりますが、当初の適用年度については以下を含む経過措置を適用することが可能です。

- ✓ 気候関連情報のみの開示に限定することが可能 (ただし S2 基準だけでなく気候関連情報に関して S1 基準も適用される)
- ✓ 年次の財務報告と同時でなく、次の中間期の財務報告のタイミングで開示することが可能
- ✓ GHG 排出量のスコープ 3 の開示は不要
- ✓ 比較情報 (前年度の情報) の開示は不要

2023 年 7 月 5 日

⁹ この産業別の内容については、公開草案では S2 基準の一部として規範性を持つことが想定されていましたが、パブリックコメントを経て、(ファイナンスド・エミッション関連を除き) 付属のガイダンスという位置付けに変更されました (S2 基準 結論の根拠第 BC134 項以下)。

[執筆者]

**宮下 優一**（弁護士・パートナー）

yuichi_miyashita@noandt.com

国内外の資本市場における、新規株式公開（IPO）、株式の公募増資、売出し、第三者割当増資、ブロックトレード、種類株式、新株予約権、社債、新株予約権付社債（CB）等、大手証券会社のエクイティ・キャピタル・マーケット部での勤務経験を活かし、キャピタルマーケット案件を幅広く取り扱う。また、企業情報開示（ESG・SDGs 開示を含む）、金融規制法、M&A、コーポレートガバナンスその他の企業法務全般にわたりリーガルサービスを提供している。

2007 年大阪大学法学部卒業。2009 年京都大学法科大学院修了。2010 年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2016 年 University of California, Los Angeles, School of Law 卒業（LL.M.）。2016 年 Thompson Hine LLP (New York) 勤務。2016 年～2017 年 S M B C 日興証券株式会社 資本市場本部 エクイティ・キャピタル・マーケット部勤務。

公益社団法人 日本証券アナリスト協会 認定アナリスト（CMA）

The Best Lawyers in Japan 2022-2024 – Capital Markets Law 部門 受賞

Rising Star Partner, IFLR1000 31st edition, 32nd edition – Capital markets Equity 部門
及び同 Debt 部門 受賞

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Capital Market Legal Update ~キャピタルマーケットニュースレター~の配信登録を希望される場合には、https://www.noandt.com/newsletters/nl_capitalmarket/よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、nl-capitalmarket@noandt.comまでご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。